

生活排水処理事業 料金改定について

全員協議会 令和6年8月7日

	発言内容	回答
1	P12、P13について地理的要因で大台町が下水道料金が高いのは理解できます。しかし、浄化槽についてはほかの町とそんなに条件が変わらないと思うのに、なぜ他市町に比べ高くなるのか。	浄化槽については1軒に1基設置されており、1基毎に維持管理経費が必要となります。下水道は汚水を下水道管で集め、処理場でまとめて処理を行っていますので、加入者が増えるほど効率が良くなり経費も安くなります。他市町については、下水道がメインで事業を行っており、浄化槽の割合が少ないため、下水道の方で浄化槽の赤字分を補てんしていると思われます。 大台町では、浄化槽がメインの事業となっていますので、戸数が増えれば経費も増えるということで、割高になると認識しています。
2	料金体系をどちらに合わせかという事で、割高になるのは分かった気がありますが、浄化槽がメインの市町と比べると料金等は遜色ないか。	三重県下では市町管理の公共浄化槽事業を行っている市町が少ない、浄化槽設置時に補助金を交付し、管理は個人が行っているところがほとんどです。
3	料金改定により、使用料が高くなるので、今まで町に任せていたけど個人に返し欲しいとなったときはどうするのか、考え方の整理はされていますか。	現在調べているところですが、公共浄化槽の設置においては、国の財源も入っていますので、すぐに個人に任すという結論には至っておりません。 浄化槽の維持管理費用は、個人で管理しても町が管理をおこなっても変わりません。 個人に渡す際に、国費を返還しなければいけないのであれば、返還金を個人から徴収することになるかもしれないので、どのように行うかの整理は検討しているところです。
4	値上げ幅も急激ということで、一部赤字補てんの部分を補助金で行うことは考えてないのか。	今回の改定案は、浄化槽の保守点検や清掃など、必ず必要となる年間費用を、使用料で賄うように算定しています。そのため修繕費などの費用分は一般会計から繰入を受け入れる形となりますので、繰入が全てなくなることはないと考えております。
5	下水道について、今後人口減のなかで機械や管路も傷みますので、維持管理が増加していくと思います。この先の下水道をどうしていくのか説明をお願いします。	下水道はH16年に供用開始し、現在20年が経過していることから、機械設備・電気設備については、傷んできているため、更新を行っている状況です。 人口減少で収入が減っていく中で、管路や施設を更新するとなると、また莫大な費用がかかりますので、10年後ぐらいには、下水道施設を更新するのか、浄化槽に転換していくのか考える必要があると思っています。
6	能登半島地震でも、下水道に被害があり、復旧が遅れています。大台町でもいつ東南海・南海地震が起こるか分かりませんので、能登半島地震の被害状況も精査していただいて、先ほど言われた見直しについて早急に検討していただきたいと思います。	
7	使用料7,150円は高いように思うが、使用料と維持管理費の大きな開きが出てきているのも資料で分かります。一度に経費と収入に開きが出たわけではないと思いますが、どういう原因だと認識されていますか。	平成16年に浄化槽使用者のプロウにかかる電気代の返還、平成26年の清掃費の値上がりなど、費用は増加していましたが、使用料は改定していませんでした。令和6年に清掃費、保守点検料の値上げがあったため、ますます使用料と維持管理費用の乖離が大きくなったことから、大きな改定額となりました。

8	町で管理を行っている浄化槽では、清掃費などの費用が上がりても使用料は上がらない。個人が管理している浄化槽では値上がりした費用は、個人の負担となっていて、個人管理の浄化槽と町が管理する浄化槽で不公平感がでている。 維持費が値上がりするたびに不公平な状況が続いてきますので、条例改定も含めて、料金改定もコストに合わせて行わなければいけないと思いますが、どう考えているか教えてください。	いままで、費用が増えているにもかかわらず、料金改定を行っていなかったことから、今回大きな値上げ額になってしまったという反省も踏まえ、今後は5年周期ぐらいで見直しをかけていく予定です。
9	と今回のようなしわ寄せがくるといいますので、もう少し柔軟に対応できる形を取っていくべきだと思いますが、どうですか。	見直しを行う期間が、5年というのが基本的な考え方ですが、物価の高騰など社会的な情勢により柔軟に値上げを行うこともあると思います。しかし改定の頻度が多いと住民からの不信感を招く恐れもありますので、ある程度の期間は料金を保つことが大前提になると考えています。
10	上げというのを公表していただくことにより、一気に来年度から上がるというよりかは、理解していただけるのかなと思います。	
11	いままで料金設定が少し安価ではないかと言わせてもらっていました。皆さんが言われるように段階的に値上げを行うとして、どこまで上がるのかが分からないと、住民は不安になるといいますので、上限額がいくらなのか教えてください。また プロア電気代返還をやめることについて住民に十分な説明をしてあげてほしい。	ブロワの電気代の返還はやめますが、代わりに浄化槽の使用料につきましては、電気の還付分を差し引いた使用料としております。後で還付をするのではなく、還付分を料金から差し引いて請求するという形に変更する案になっております。 段階的な措置を行うときは、期間を定めて、改定案の2,750円まで段階的に上げて行くこととなります。 何年間でいくらずつ上げて行くかについては、検討しているところです。
12	値上げ幅が大きいので、激変緩和についても検討していたという事で、良かったと思います。	
13	下水道の使用料7,150円と浄化槽の使用料6,160円は平等ではないと思いますがどうですか。	今回の料金算定では、まず浄化槽5人槽の年間の維持管理費を基準に料金設定を行い、下水道の料金をそれに合わせています。浄化槽の使用料に関しましては、今までブロワの電気代を還付していたものを、還付するのではなく、料金を減額する方式に変更したことによるものです。
14	浄化槽の維持管理費が高くなっているのだから、浄化槽の使用料だけ値上げして、下水道の使用料はそのままにする。下水道事業と浄化槽事業で料金価格をを分けてはどうか。	下水道の方が料金が安いからといって、下水道の区域は決まっていますので引越さなければ、恩恵は受けられません。町民は居住地を選ぶことが出来ないため、大台町で同じ公平を保つためにも料金価格を分けることをしていません。
15	現在の下水道の加入率は何%ですか？	下水道区域で現在808世帯あり、接続されている方が512世帯となっておりますので、63%となっております。
16	下水道の供用当初は、加入していない人を勧誘していた。今はないのか	過去には、区長を推進委員に委嘱し勧誘を行っていました。今は運営委員会となっています。普及活動は広報を通じて行っているが、個人負担も大きいのでなかなか進んではないのが実情です。
17	P13に出ている6市町は全て市町設置型を行っているのか。	P13は出ている市町はすべて町管理の浄化槽を行っている市町ですが、津市に関しては美杉とか、松阪市ですと、飯南・飯高とか地域が限定されており、メインは下水道事業となっております。
18	他の市町は浄化槽の設置に補助金を交付するだけのところが多い。年間の使用料52,800円に対し、維持管理費が85,800円がかかっており、設置するたびに赤字なら公共浄化槽をやめることも考えてはどうか。	さまざまな課題はありますが、制度的に変えれないことはないと思います。しかし、大台町には下水道区域があり、浄化槽事業だけ廃止しますと、町全体の不公平さが出てきますので、なかなか難しいと考えています。

19	浄化槽は浄化槽、下水道は下水道と割り切っている市町もあります。不公平制はあるとは思いますが、一定割り切るところは割り切るべき問題ではないかとおもいます。	
20	今後の町管理の浄化槽と個人管理の排水処理の割合推移の見通しはどうですか。	家を新築される方については公共浄化槽に加入されると思いますので、町管理の浄化槽は増加していくと想定しておりますが、個人管理の汲み取りや単独浄化槽の家は、高齢の方が多く、改修費用もかかることから、増加はあまり見込めないため、割合に大きな変化はないと思われます。
21	しばらくは、この割合で推移していくということで、今後は、生活排水事業を引き続き行っていくのか、辞めるのか決断するのか、ないとは思いますが、下水道を全域に延ばすのかなどの検討をするというイメージでよいか。	今後は、下水道施設の老朽化なども見据えながら、生活排水処理事業をどうするか考えていくことになります。 事業開始にあたっては、宮川の上流ということで、きれいな川、河川を守る理念で開始しました。その理念は総合計画においても引き継いでおりますので、総合的に判断をしていくものと考えています。
22	空家で浄化槽を使用していないにも関わらず、点検や清掃に費用を使うのは、もったいないと思うがどうか。	法令により定められていますので、維持管理経費はかかりますが、法の遵守というところにおきまして、維持管理を行わないというのは難しいと考えています。
23	段階的な値上げも考えられているようなので、また全員協議会の方で協議を続けていただきたいと思います。	
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		